

「児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」の骨子案

令和 6 年 8 月 9 日 こども家庭課

1 趣旨

これまで一時保護施設の設備及び運営については、児童養護施設の設備・運営基準を準用するとされていたが、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）の制定により、都道府県が条例で基準を定めなければならないこととされた。これに伴い、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき」及び「参酌すべき」基準を示した「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和 6 年内閣府令第 27 号。以下「内閣府令」という。）が令和 6 年 3 月 27 日付けで公布された。

改正法附則において、施行日（令和 6 年 4 月 1 日）から起算して 1 年を超えない期間内において都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、内閣府令で定める基準をもって、条例で定められる基準とみなすものとされており、各都道府県は令和 7 年 4 月 1 日までに当該条例を制定施行する必要があることから、本県では、「児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」を、次のとおり制定するものとする。

2 本県の現状

(1) 一時保護施設の状況

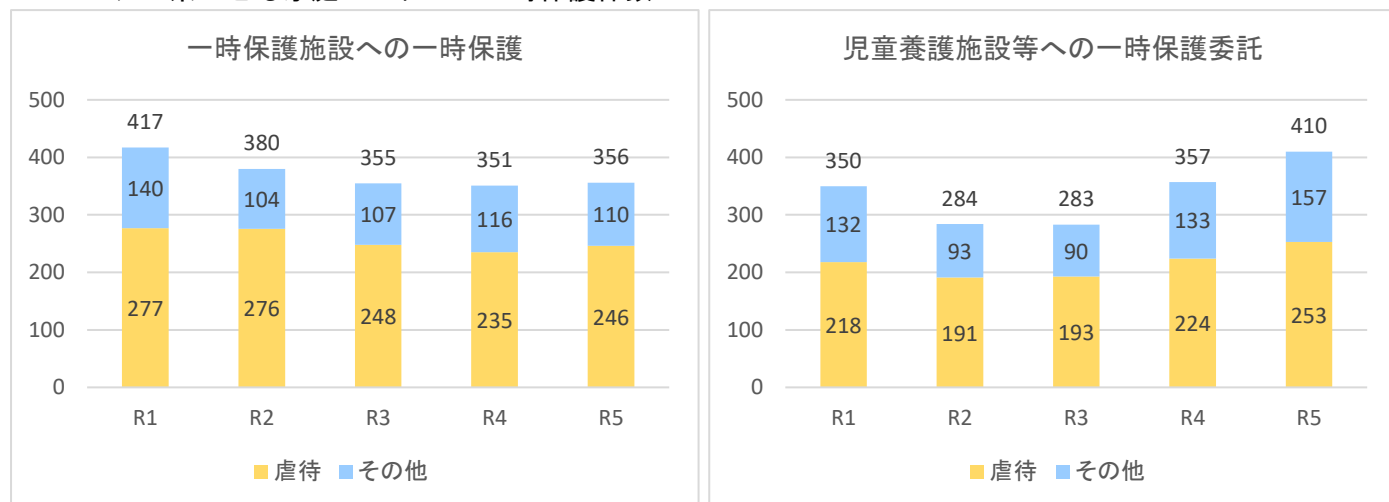
※ 西部こども家庭センター、東部こども家庭センター及び北部こども家庭センターを、それぞれ西部 C、東部 C 及び北部 C と表記する（以下同じ）。

項 目		西部 C 一時保護施設	東部 C 一時保護施設
供用開始年度		平成 17 年(増改築)	令和 5 年(増改築)
所在地		広島市南区	福山市
定 員		20 人 (男 10 人、女 10 人)	18 人 (男 7 人、女 7 人、幼児 4 人)
居室	居室数	男児：1 人用 2 室 (14 m ²) 2 人用 4 室 (18 m ²) 女児：1 人用 2 室 (14 m ²) 2 人用 4 室 (18 m ²)	男児：1 人用 5 室 (11 m ²) 2 人用 1 室 (21 m ²) 女児：1 人用 3 室 (12 m ²) 2 人用 2 室 (14 m ²) 幼児：4 人用 1 室 (24 m ²)
	ユニットの整備	×	○
	ジェンダーアイデンティティ等への配慮	×	○
主な設置諸室		・事務室 (68 m²) ・食堂 (51 m²) ・調理室 (35 m²) ・学習室 (44 m²) ・静養室 (9 m²) — — —	・事務室 (60 m²) ・食堂 (53 m²) ・調理室 (31 m²) ・学習室 (46 m²) ・静養室 (15 m²) ・相談室 (10 m²) ・心理療法室 (25 m²) ・多目的室 (39 m²)
職員体制		・児童指導員 (7) ・心理療法担当職員 (1) ・学習指導員 (1) ・夜間指導員 (2 名以上配置)	・児童指導員 (7) ・心理療法担当職員 (1) ・学習指導員 (1) ・夜間指導員 (2 名以上配置)

※ 北部 C は一時保護施設がないため、主に西部 C の一時保護施設を利用している。

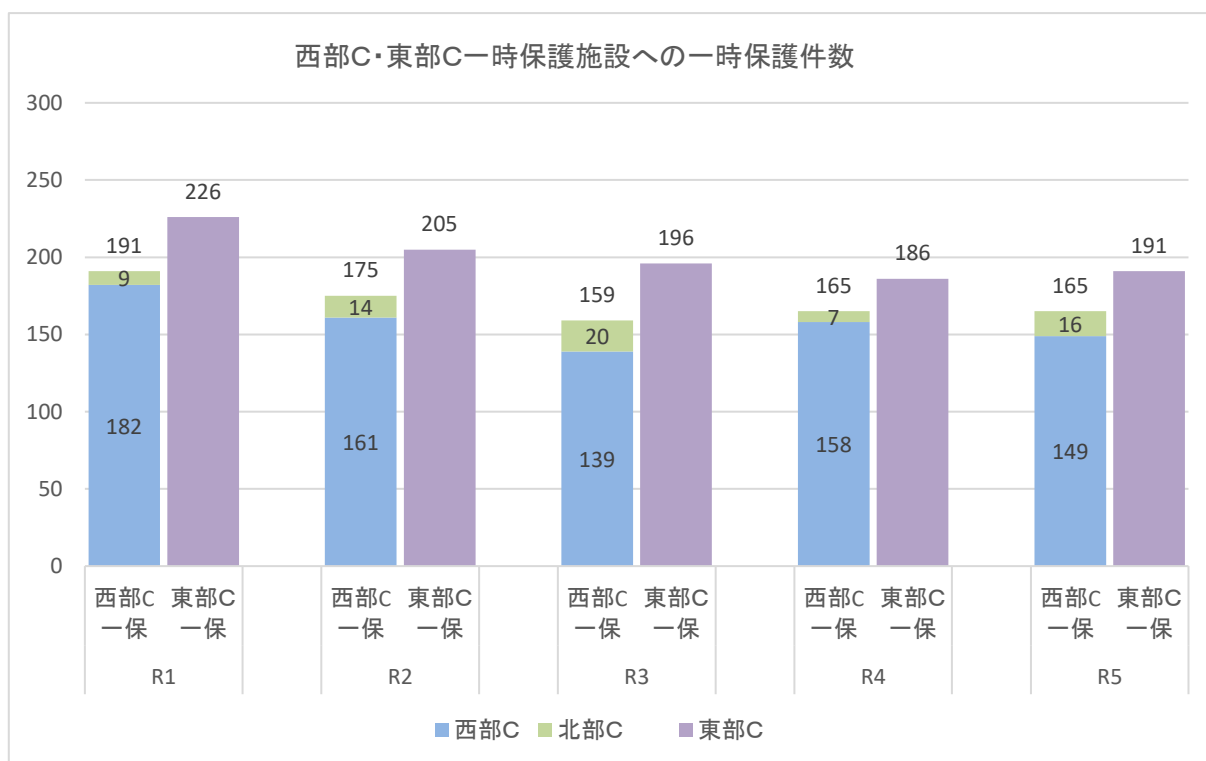
(2) 一時保護件数

ア 県子ども家庭センターの一時保護件数



※ 一時保護施設での保護が難しい乳児については乳児院へ、また、閉鎖的な環境での保護の必要性が低い児童や一時保護が長期になる児童については、できるだけ開放的な環境での保護を行うよう、児童養護施設等への一時保護委託を実施している。

イ 西部C一時保護施設・東部C一時保護施設への一時保護件数（※）



※ 西部C、北部Cから東部C一時保護施設へ、東部Cから西部C一時保護施設へ一時保護する場合や、広島市や他県等から西部C一時保護施設、東部C一時保護施設へ一時保護する場合もあるため、実際の両一時保護施設における保護件数とは一致しない場合がある。

3 内閣府令の概要

【文頭の丸印】

- ＝従うべき基準：条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
- ＝参酌すべき基準：地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

(1) 一時保護施設の第三者評価

- 一時保護施設は、自らその業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常に改善を図らなければならない。

(2) 児童の権利擁護等

- 一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護するための仕組み、一時保護を行う理由等について、年齢、発達の状況その他当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。
- 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利の制限をしてはならない。また、施設等により児童の行動を制限してはならない。
- 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持品の持ち込みを禁止してはならない。
- 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、児童虐待その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(3) 設備の基準

- 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場又は屋外運動場、相談室、食堂、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- 児童の居室の定員は、4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の定員は、6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。（面積は●）
- 少年（小学校就学～満18歳に達するまで）の居室の一室の定員は、1人となるよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上となるよう努めること。
- 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(4) 職員

- 一時保護施設には、児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならない。
- 児童指導員及び保育士の総数は、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。
- 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。
- 学習指導員の数は、児童の人数に応じて適切な数を置くよう努めなければならない。

(5) 夜間の職員配置

- 一時保護施設（ユニットを整備しないものに限る。）には、夜間、職員 2 人以上を置かなければならない。
- 一時保護施設（ユニットを整備するものに限る。）には、夜間、一のユニットごとに職員 1 人以上を置かなければならない。

(6) 一時保護施設の管理者等

- 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。
- 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。
- 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね 5 年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2 年に 1 回以上、一時保護施設の運営に関し必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。

(7) 衛生管理等

- 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。

(8) 児童の健康状態の把握

- 入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

(9) 教育等

- 学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(10) その他運営に関する事項

- ・ 上記のほか、安全計画や業務継続計画の策定、食事、秘密保持、苦情対応等について、児童福祉施設の設備・運営基準と同内容のものを規定する。

(11) 経過措置

- ・ この府令の施行の際現に存する一時保護施設の設備については、従前の例による。
- ・ 一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制について、この府令で定める規定により難しいときは、令和 8 年 3 月 31 日まで、従前の例による。

4 条例の全体構成案

条例の全体構成案を、次のとおりとする。

なお、今後、本県の一時保護施設の現状、課題等を精査のうえ、一時保護施設職員や一時保護を行った児童の意見等も踏まえ、この条例において、本件の実情に応じ内閣府令と異なる内容を定めるか検討する。

(1) 本則

項目	概要
1 総則	
①趣旨	・ 条例を制定する趣旨
②定義	・ 条例に用いる言葉の定義
③最低基準の目的	・ 条例で制定する最低基準の目的 ・ 県の最低基準の向上への努力義務
④最低基準と一時保護施設	・ 最低基準に対する県（一時保護施設）の義務
⑤一時保護施設の一般原則	・ 入所している児童の権利、保健衛生等への配慮 ・ 定期的な外部の者による評価の実施、公表
⑥非常災害対策	・ 災害に必要な設備の設置等
⑦安全計画の策定	・ 一時保護施設に関する安全計画の策定、研修の義務
⑧自動車を運行する場合の所在の確認	・ 自動車の乗降の際の児童の所在の確実な把握
⑨差別的取扱いの禁止	・ 入所している児童の国籍、信条、社会的身分等による差別的取扱いの禁止
⑩児童の権利擁護	・ 一時保護を行うに当たっての、児童の権利擁護に関する説明義務 ・ 児童の意見・意向の尊重
⑪児童の権利の制限	・ 正当な理由のない児童の権利の制限の禁止 ・ やむを得ず権利制限する場合の児童への説明、理解を得るための努力義務
⑫児童の行動の制限	・ 施設等による児童の行動制限の禁止
⑬児童の所持品等	・ 合理的な理由のない児童の所持品等の持込禁止の禁止 ・ やむを得ず持込禁止する場合の児童への説明、理解を得るための努力義務
⑭虐待等の禁止	・ 職員による児童虐待の禁止
⑮業務継続計画の策定等	・ 感染症や非常災害発生時における業務継続計画の策定、研修の義務
2 設備・職員に関する基準	
⑯設備の基準	・ 一時保護施設に必要な設備、面積、定員等の基準 ・ ユニット整備の努力義務 ・ ジェンダーアイデンティティ等への配慮等
⑰一時保護施設における職員の一般的要件	・ 一時保護施設の職員に必要な資質、要件
⑱一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等	・ 一時保護施設の職員の知識、技能の向上等に係る努力義務 ・ 職員の研修機会の確保
⑲職員	・ 一時保護施設に配置する職員の数、種類
⑳夜間の職員配置	・ 夜間に配置する職位の数

②①一時保護施設の管理者等	・管理者、指導教育担当職員の資質、要件
②②児童指導員の資格	・児童指導員の資格要件
②③心理療法担当職員の資格	・心理療法担当職員の資格要件
②④学習指導員の資格	・学習指導員の資格要件
②⑤他の社会福祉施設と併せて設置するときの設備及び職員の基準	・他の社会福祉施設と兼務できる設備、職員
3 運営に関する基準	
②⑥衛生管理等	・児童の使用する設備等の衛生管理 ・感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修、訓練の努力義務 ・児童の清潔維持のための入浴等の義務
②⑦食事	・入所している児童への食事の提供方法、献立等 ・食を営む力の育成
②⑧入所した児童及び職員の健康状態の把握等	・入所した児童の健康状態を把握するため、医師又は歯科医師による診察等の必要な措置
②⑨養護	・児童の健やかな成長の支援 ・児童の安全の確保
②⑩生活支援等	・基本的生活習慣の確立、人間性、社会性の涵養 ・通学の支援等の努力義務 ・親子関係の再構築のための必要な支援等
②⑪関係機関との連携	・警察、医療機関等関係機関との連携
②⑫一時保護施設内部の規程	・入所する児童の支援に関する事項等の規程の設置
②⑬一時保護施設に備える帳簿	・入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備
②⑭秘密保持等	・一時保護施設の職員の秘密保持義務
②⑮苦情への対応	・苦情窓口の設置等の必要な措置
4 その他	
②⑯規則への委任	既に施行している「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」等に合わせて、この条例においても、一部規定を規則へ委任することとする。

(2) 附則

項目	概要
①施行期日	
②設備に関する経過措置	設備基準については、現に存するものは、従前の例による。
③職員及び夜間の職員配置に関する経過措置	職員配置基準について、職員の確保等が難しい場合、令和8年3月31日まで従前の例による。
④指導教育担当職員に関する経過措置	令和8年3月31日まで県こども家庭センター所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

5 施行日（案）

公布の日又は令和7年4月1日

6 今後の予定

令和6年9月	生活保健福祉委員会へ条例骨子案説明
令和6年11月	子ども・子育て審議会へ条例素案説明
令和6年12月	生活保健福祉委員会へ条例素案説明
令和7年1月	パブリックコメントの実施
令和7年2月	2月定例会へ議案上程